

# 建設石綿 国と和解へ

## 1300万円救済策 原告団受け入れ

建材用のアスベスト(石綿)で健康被害を受けた元建設労働者らが国と建材メーカーに損害賠償を求めている「建設アスベスト集団訴訟」で、自民・公明両党のプロジェクトチーム(P.T)は17日、国が原告に最大1300万円の和解金を支払うことなどを柱とする救済策を正式にまとめた。原告団は受け入れる方針を表明。原告数が1000人を超え、戦後最大級の労働災害を巡る訴訟は、解決に向けて大きく前進する。△ニュースQ+2面、最高裁判決要旨14面、関連記事3・30面▽

### 国・企業に賠償責任 最高裁

●石綿による健康被害者に対する救済策

解決金		
裁判に参加した被害者や遺族	和解金 550万～ 1300万円	あり
裁判外の被害者や遺族	給付金 550万～ 1300万円	なし

菅首相は18日午前原告団と面会して謝罪する見通しを締結する。最高裁第1小法廷(深山卓也裁判長)は17日、4件の上告審(原告数約420人)について、一連の訴訟で初めてとなる判決を言い渡し、国とメーカーの賠償責任を認める統一判断を示した。同小法廷は、国が1975年10月から2004年9月までの間、防じんマスクの着用を指導監督するなど、適切な規制を行わなかったと認定。さらに個人事業主として仕事を請け負った「一人親方」も、労働者と同様に救済対象に含まれると判断した。

また、石綿含有建材を製造・販売したメーカーにも「共同不法行為」が成立す

るとし、一部メーカーには賠償も命じた。判決を受け、P.Tは同日夕、原告側の小野寺利孝弁護士長らと会合し、これまで検討してきた和解案を救済策として正式に決定し

た。公表された救済策によると、原告に対する和解金の額は、石綿によって生じた健康被害の症状に応じて550万～1300万円と設定。さらに、長年にわたる訴訟負担を考慮した解決金も支払う。

訴訟外の被害者も救済するため、「建設アスベスト給付金制度(仮称)」を創設することも盛り込まれた。被害者の請求に基づき、国が審査、認定を行う仕組みで、給付金額は和解金と同様、1人あたり最大1300万円とした。与党は今

国会にも関連法案を議員立法で提出し、早期成立を目指す。一方、最高裁判決で責任が認定された建材メーカーについては、「各メーカーの責任割合が明確とはいえない」として、現状で救済策の枠組みに組み込むのは見送った。P.Tは引き続き、メーカーの対応のあり方を検討するとしている。



経営者に聞く  
エヌテー社長  
鈴木貴子氏 6面

P.Tの野田毅座長は会合後、「被害者の立場に立つて、どう対応するか、原告や建材メーカーに直接話を伺い、具体的な和解案の取りまとめとなった」と述べた。小野寺弁護士長は「今日は政治的な大きな到達点で、解決に向けての第一歩が実現した」と評価。その上で、「国として真摯な謝罪を期待したい」と述べた。

最高裁判決のポイント

- ▽国は1975年10月から2004年9月まで、労働者らに防じんマスクの着用を徹底させるなど、適切な対策をとることを怠っており、賠償責任がある
- ▽賠償の対象には、個人で仕事を請け負う「一人親方」も含まれる
- ▽建材メーカーも労働者らの損害に対し、連帯して賠償責任を負う

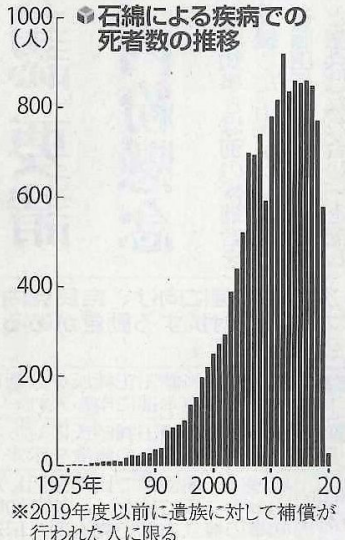
# 政治主導 決着急ぐ

## 建設石綿訴訟

### 与党チーム判決見越し救済策

建材用アスベスト(石綿)を巡り、元建設労働者らが国やメーカーの責任を追及してきた「建設アスベスト集団訴訟」は、与党プロジェクトチーム(P.T.)の仲介によって、国との和解が実現する見通しとなった。ただ、P.T.がまとめた救済策には建材メーカーが入っておらず、全面解決に向けては課題も残る。

(社会部 坂場香織、駒崎雄大、政治部 伊賀幸太、本文記事1面)



「二歩進んだ。年齢を考えると、いつまでも裁判が続くと困る。訴訟を起していない人たちの救済制度も早く設けてほしい」。仙台地裁で続く集団訴訟に参加している原告の男性(78)は17日、与党P.T.がまとめた救済策について、こう話した。

日本の高度成長期を支えてきた元建設労働者らが、健康被害を訴えて最初の集団訴訟を東京地裁に起こし

たのは2008年5月。その後、各地で同様の訴訟が起され、厚生労働省によると、国が被告となった訴訟は全国で33件、原告数は1000人を超える。

裁判はそれぞれ別に行進するため、これまで各地の下級審では、国の責任が及ぶ時期や「一人親方」を救済対象に含めるかどうかなど、主要な争点を巡って判断が割れていた。

石綿禍は中皮腫や肺がんなど重篤な病気をもたらすため、裁判中に命を落とす原告も多い。こうした中、最高裁は一連の集団訴訟のうち上告審まで進んだ一部の訴訟について、判決を出す前の昨年12月、今年2月、国や一部メーカーの上告を退ける決定を出し、賠償責任を確定させる異例の方法を採った。被害者や遺族の早期救済を優先させた形だ。

責任割合

こうした最高裁の動きに合わせて協力を進めてきたのが、与党が今年2月に発足させたP.T.だ。被害者の病気の進行や高齢化



石綿に対する国の規制や裁判の経緯

1949年	戦争で途絶えていた石綿の輸入が再開。1955年頃から石綿含有建材の製造が本格化
58年	旧労働省が石綿による健康被害や診断基準に関する調査報告書を公表
72年	国際労働機関(ILO)や世界保健機関(WHO)が石綿の発がん性を指摘
75年	建設現場での石綿吹き付け作業を原則禁止
86年	ILOが強毒性の石綿使用を禁じた条約採択
89年	WHOが強毒性の石綿の使用禁止を勧告
95年	国内でも強毒性の使用を禁止。事業者に対し、労働者に防じんマスクを着用させるよう義務づけ
2004年	石綿含有建材の使用を禁止
05年	兵庫県尼崎市の大手機械メーカー「クボタ」旧工場周辺の健康被害が判明
06年	石綿使用を全面禁止。石綿健康被害救済法が成立・施行
08年	首都圏の元建設労働者と遺族が国と建材メーカーを東京地裁に提訴。その後、集団訴訟が全国に拡大
14年	大阪・泉南地区の紡績工場の元従業員らが国家賠償を求めた訴訟で、最高裁が国の「不作為責任」を初めて認定
20年12月～21年2月	最高裁が決定で、集団訴訟の一部について、国やメーカーの賠償責任を確定させる
5月17日	最高裁が集団訴訟4件の上告審で国とメーカーの責任を認める判決。原告団は与党プロジェクトチームによる救済策に同意することを表明

今回、最高裁が国の賠償責任を認定した期間

(※網掛けは海外の動き)

## 原告以外も「給付金」検討

中皮腫など石綿による健康被害は潜伏期間が長く、数十年後に発症することもある。今後新たな被害者が出ることも予想され、与党P.T.は、裁判に参加していない被害者らも早期に救済するための「給付金制度」を創設する考えだ。国会に議員立法による法案提出を目指す。

被害者や遺族が厚生労働省に給付金を請求し、審査が行われる「行政認定型」となる予定で、給付額は訴訟の和解金と同様、最大1300万円となる見込みだ。原告の元建設労働者の約7割がすでに死亡しており、原告側は「長期にわたる裁判の負担を課すことは正義に反する」として裁判外での解決を訴えてきた。この要望を与党P.T.が受け入れた形で、P.T.幹部は救済までのスピードと被害者の負担軽減に尽きる」と明らかにした。

過去に行政認定型が採用されたのは、自動車の排ガスで健康被害を受けたとして、東京都内のぜんそく患者らが、国やメーカーなどを相手取った「東京大気汚染訴訟」。裁判所の和解勧告を受け入れた国、都、メ

「医療費助成制度」が創設され、認定は保健所に設置される審査会に医師らが加わって行われている。

一方、葉害C型肝炎訴訟では2008年、議員立法で救済法を成立させ、国と製薬会社が負担する基金を医薬品医療機器総合機構に作ったが、被害者が国を提訴する必要のある「訴訟型」が採られた。国の担当者は「司法手続きを経ることで公正性や被害者の納得性につながる」という意見があったため」としている。(社会部 矢野誠)



・泉南地域の石綿被害を巡る訴訟で国の責任範囲が2分の1と認定されたことを念頭に、泉南補償を下回るものがあつてはならない」(P.T.幹部)と判断。被害者が国とメーカーに求めることができる慰謝料総額を泉南訴訟並みの最大2600万円と算定した上で、国が遅延損害金を含めた和解金額として最大1300万円を支払うことで決着した。

■メーカー難色

ただ、今回の救済策の枠組みには現状では建材メーカーは入っていない。石綿関連の建材メーカーは多数ある上、労働者も様々な建設現場で働いてきたため、どの現場でどの建材を使ったかを特定するのは難しいという事情がある。

関係者によると、与党P.T.は14日、メーカーにも意見を聞いたが、救済策への参加には難色を示したという。このため、メーカーを相手取った訴訟は今後も続く可能性がある。与党P.T.では引き続きメーカー側の責任部分についての対応を検討する。

1985年に石綿を「静かな時限爆弾」と称して警鐘を鳴らした広瀬弘志・東京女子大名誉教授は「最高裁判決の内容を踏まえ、国は改めてなぜ被害拡大を防げなかったのかを総括するとともに、メーカーを巻き込む形で、裁判外の被害者も含めた救済策の構築を急ぐべきだ」と話した。